

地位協定(SOFA)：

地位協定(SOFA)とは何か、どのように活用されてきたのか

R・チャック・メーソン

米国連邦議会調査局所属弁護士

2012年3月15日

米国連邦議会調査局

7-5700

www.crs.gov

RL34531

本書の趣旨

米軍兵士によってアフガニスタン市民が容赦のない攻撃にさらされたとの報道を受け、アフガニスタンの国内法がこの状況に適用されるか否かを決定する、米国とアフガニスタンとの間で締結されている地位協定(SOFA)が議題に取り上げられた。地位協定(SOFA)は、それに基づいて外国で軍事作戦に従事する米軍要員が保護される枠組みと、駐留先の外国にいる間にそのような外国の裁判権に関する国内法がどのように米国人の要員に適用されるかについて総合的に規定する、多国間又は二国間協定である。

地位協定(SOFA)の書式、内容、長さ、又はタイトルなどについての正式な要求事項は存在しない。地位協定(SOFA)は、特定の目的もしくは活動のために作成されることもある。より長期に亘る関係を予測して、柔軟性や適用可能性に最大限の幅を持たせる場合もある。一般的には、行政協定として締結される、独立した文書である。地位協定(SOFA)には多数の規定が盛り込まれているが、取り扱われている中で最も一般的な課題は、犯罪を起こした米国人要員の裁判権を行使するのがどちらの国かということである。この協定の規定はそのほかに、制服の着用規定、税金及び手数料の規定、武器の携行に関する規則、無線周波数の使用、ライセンスに関わる要求事項、並びに、関税規則などがある。

地位協定(SOFA)はしばしば、他の種類の軍事協定共々、特定の国家との包括的な安全保障協定の一部としてこれに盛り込まれることがある。地位協定(SOFA)そのものが安全保障協定となっている訳ではない。むしろ、この協定は、より大きな規模の安全保障協定を支える、ある国に駐在する米軍要員の権利と特権について規定する。地位協定(SOFA)は、以前の条約に規定されていた権限に基づき、議会の行動又は単独の行政協定として締結される場合もある。米国は現在、地位協定(SOFA)と見なすことのできる、100件以上の協定の当事者である。このレポートの末尾には、もしそのようなものがある場合はそれぞれの地位協定(SOFA)が承認を受けることができた根拠共々、米国が現在締結中の協定をカテゴリー毎に示した表がある。

アフガニスタンの場合、地位協定(SOFA)は、2003年から実施されているが、米国国務省の軍事及び民事要員に、1961年の外交関係に関するウィーン条約の下で米国大使館の事務職及び技術職要員に認められているのと同等の地位が認められることになると規定している。したがって米国人要員は、アフガニスタン当局による刑事訴追を免れ、さらに、それらの業務外で成した行為を除き、民事及び行政事件に関わる訴追も受けない。しかもアフガニスタン政府は米国政府に対して、米国人要員の刑事裁判権を行使することを明確に認めている。つまり現行の地位協定(SOFA)の下で米国は、アフガニスタン市民を攻撃したとされて起訴された米軍兵士について裁判権を有することになる。

(注：沖縄県) 目次のページは翻訳版のページ数である。

目次

はじめに	1
多国間地位協定(SOFA)対二国間地位協定(SOFA)	1
地位協定(SOFA)の規定	3
刑事/民事の裁判権	3
裁判権行使の例	4
裁判権共有の例	4
地位の決定	5
戦闘の承認	5
制服、税金、及び関税などその他に関する規定	6
安全保障協定と地位協定(SOFA)	6
二国間地位協定(SOFA):これまでの慣行	7
アフガニスタン	7
ドイツ	10
日本	10
韓国	12
フィリピン	13
イラク	14
現行の地位協定(SOFA)に関する調査	17
北太平洋条約機構(NATO):地位協定(SOFA)	17
北太平洋条約機構(NATO):平和のためのパートナーシップ(PfP) - 地位協定(SOFA)	17
地位協定の承認の根拠としての条約	17
地位協定の承認の根拠としての米国議会の行動	18
地位協定(SOFA)が盛り込まれた基地の賃貸借契約	19
特定活動/演習の支援における地位協定	19
特定活動/演習の支援以外での地位協定、並びに、根拠となる条約/議会の行動に基づかない地位協定	19
表	
表1 北太平洋条約機構(NATO):地位協定(SOFA)	21
表2 北太平洋条約機構(NATO):平和のためのパートナーシップ(PfP) - 地位協定(SOFA)	24
表3 地位協定の承認の根拠としての条約	26
表4 地位協定の承認の根拠としての米国議会の行動	27
表5 地位協定(SOFA)が盛り込まれた基地の賃貸借契約	28
表6 特定活動/演習の支援における地位協定	29
表7 特定活動/演習の支援以外での地位協定、並びに、根拠となる条約/議会の行動に基づかない地位協定	30

連絡先

筆者の連絡先

はじめに

米国は、外国駐留中の米軍の地位について規定する多国間協定及び二国間協定の当事者となってきた。この協定は、一般的には地位協定（SOFA）と称され、外国で軍事作戦に従事する米軍要員の保護のための枠組みを総合的に規定する¹。この協定は、一般的には地位協定（SOFA）と称され、外国で軍事作戦に従事する米軍要員の保護のための枠組みを総合的に規定する²。地位協定（SOFA）には多数の規定が盛り込まれているが、取り扱われている中で最も一般的な課題は、犯罪を起こした米国人要員の裁判権を行使するのがどちらの国かということである。米国は、自国の要員に対する裁判権の専属管轄を維持する協定を締結してきたが、そのような協定が米国と他の締結国との間で裁判権の共有を求める場合がより多い。

地位協定（SOFA）は、相互の防衛協定とか安全保障協定ではない。一般には、地位協定（SOFA）は特定の演習、活動、又はミッションを許可している訳ではない。地位協定（SOFA）は平和時の文書であるから、戦争時の規則、「武装紛争法規」又は「国連海洋法」については扱っていない。地位協定（SOFA）があることによって、戦争法規の下での両当事国固有の自己防衛権が影響を受けたり、縮小されたりすることはない。地位協定（SOFA）に関与する当時国間で武装紛争が発生した場合、いずれかの当事者の意思に則って解除され、協定の条件はもはや適用されなくなる。

米国は現在、地位協定（SOFA）と見なすことのできる、100件以上の協定の当事者である³。ある特定の国を相手とする独立した文書としての地位協定（SOFA）は存在しないかもしれないが、その一方で、それは必ずしも、その国に滞在する米国人要員の地位について取り扱われていないという意味ではない。地位協定（SOFA）中に一般的に見かける用語が、ある相手国との他の協定に記載されていることもあるから、単独の地位協定（SOFA）が活用されているとは限らない。地位協定（SOFA）は約定であるから、修正されたり、撤廃されたりすることもある。

多国間地位協定（SOFA）対二国間地位協定（SOFA）

米国及び北太平洋条約機構（NATO）加盟国に関わる多国間地位協定（SOFA）を除き、地位協定（SOFA）は単独の一国に限定して適用されるものであり、行政協定の形式になっている⁴。米国国務省と国防総省は共同で、特定の国と地位協定（SOFA）を締結する必要性を確認して、協定の諸条件について交渉する。条約27の一部として締結された地位協定（SOFA）は、NATO SOFA⁵のみである⁶。米国上院は、駐在中の米国人の権利を留保する条項を設けることを条件に、1970年3月19日にこのNATO SOFAの批准を承認した。この決議には次のような宣言が盛り込まれている。

米国におけるその存在が米国の安全上もしくは保安上有害であると見なされる人物を放逐もしくは排除することによってこの国の安全を防護する権利を縮小、弱体化、もしくは変更することを本協定は一切否定し、米国におけるその存在がその安全もしくは保安を脅かすと思われる人物の米国への入国もしくは米国での滞在は認められない⁷。

¹地位協定についてのいかなる議論においても、現在機密文書に分類されている協定は少なくとも10件あることに留意しなければならない。これらの協定は国家の安全保障の観点から機密文書に指定されている。この報告書では、そのような文書については論じていない。

²米国人の要員には、米軍の軍属、国防省が雇用する民間人、及び/又は、防衛省の委託で業務に従事する下請け業者などがある。適用範囲については、それぞれの協定に具体的に定義づけられている。

³TREATIES IN FORCE、実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト
米国がその当事国であり、2007年11月1日の時点で実施中であると、國務省の記録に盛り込まれる条約その他の国際的な協定に関する情報を提供する目的で國務省が作成。
入手先:<http://www.state.gov/s/l/treaty/treaties/2007/index.htm>.

⁴米国の法律に準じた国際協定の様式及び内容、条約と行政協定との区別については、次を参照のこと。 CRSレポート R40614、*米国によって締結された国際的な安全保障協定についての議会の監視及び関連する問題*、マイケル・ジョン・ガルシア及びR・チャック・メーソン著

⁵ 4 U.S.T. 1792; T.I.A.S. 2846; 199 U.N.T.S. 67. 1951年6月19日ロンドンで署名。1953年8月23日発効。

⁶たとえば、次を参照のこと。相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定、11 U.S.T. 1652、1960年6月23日効力発生。(これは、条約に則った行政協定の形式の地位協定(SOFA)である。)

米国上院がNATO SOFAへの条件とした米国人の権利留保には、下記の4つも含まれている：
(1) この協定の第VII条に盛り込まれた刑事訴訟に関する規定が将来の協定の前例とはならない。(2) 受け入れ国の当局によって米国軍人が裁判にかけられる場合は、当該国に駐在する米軍の指揮官は、米国憲法に規定された裁判手続きに関わる保護手段を参照しながら、当該受け入れ国の法律に関するレビューを実施しなければならない。(3) 米国であれば被告人が享受するであろう憲法上の権利が認められていないかもしくは否定されているために、かかる軍人が保護を受けない危険性があると米軍指揮官が確信した場合、当該指揮官は、その裁判権を放棄するよう受け入れ国に要請しなければならない。(4) 受け入れ国によって裁判にかけられた米国軍人の裁判に参加し、当該兵士の憲法上の権利を保護する任務を果たすために、米国代表を指名するものとする⁸。

⁷ 1953年7月15日付け米国上院決議、NATO SOFAの批准に関する助言及び同意。32 C.F.R. § 151.6も参照のこと。

⁸1953年7月15日付け米国上院決議、NATO SOFAの批准に関する助言及び同意。32 C.F.R. § 151.6も参照のこと。

NATOの地位協定(NATO SOFA)は、この条約加盟国すべてで適用される多国間協定である。2007年6月の時点では、米国も含めた26か国が、この協定を批准するか又はNATOへの加盟をもってこれに同意していた⁹。さらに、NATOの平和のためのパートナーシップ(PfP)プログラムに参加したことで、24か国がNATO SOFAの対象国に追加されている¹⁰。PfPプログラムは、安全保障の安定性を高め、平和への脅威を取り除き、強力な安全保障関係を築くために、個々の国とNATOとの間で締結される二者間協定からなっている¹¹。PfPに参加した諸国はそれぞれ、NATO SOFAの規定を遵守することに同意している¹²。米国は、NATO SOFA及びNATO PfPを通じて、おおよそ58か国との間で共通したSOFAを締結している。当時のライス国務長官及びゲーツ国務長官は、米国は115か国を超える世界中の国と協定を結んでいることを表明した¹³。NATO SOFAと NATO PfP SOFAは、米国が当事者となっている地位協定(SOFA)のほぼ半分を占めている。

⁹ 参照先: <http://www.state.gov/documents/organization/85630.pdf>.

¹⁰ 参照先: <http://www.nato.int/issues/pfp/index.html>.

¹¹ 同上

¹² 参照先: <http://www.nato.int/docu/basicxt/b950619a.htm>.

¹³ 私たちはイラクで何が必要か、コンドリーザ・ライス及びロバート・ゲイツ著、2008年2月13日、

入手先: <http://www.washingtonpost.com/wp-content/article/2008/02/12/AR2008021202001.html>.

国防総省は、地位協定 (SOFA) に限定した方針及び指針を規定する指令第5525.1号を定めた¹⁴。「海外で刑事裁判にかけられ、海外の刑務所に投獄される可能性のある米国人要員の権利を可能な限り最大限まで保護する」ことが米国国防総省の方針である¹⁵。この指令は、たとえ、この条約の批准の条件とされた米国人の権利留保が、適用可能なNATO加盟国にのみ適用されるとしても、将来締結されるであろう地位協定 (SOFA) にはこれに匹敵する権利留保の条項が適用されなければならない旨を宣言することにより、上院がNATO SOFA批准の条件とする米国人の権利留保に対応している。具体的には、この方針には、「米軍が駐留する海外の地域でそれが実行可能な場合は、海外で裁判にかけられている米国人要員の安全を保護するために、同一の手順」が適用されると、ある¹⁶。

¹⁴ 入手先: <http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/552501p.pdf>.

¹⁵ 同上 ¹⁶ 同上

地位協定 (SOFA) の規定

地位協定 (SOFA) の内容、詳細、及び長さを統括する公式な要求事項は一切ない。地位協定 (SOFA) では、刑事及び民事の裁判、制服の着用規定、税金及び手数料の規定、武器の携帯に関する規則、無線周波数の使用、ライセンスに関わる要求事項、並びに、関税規則、その他について取り扱うことができる。また、米国がこれまで締結した協定には、1ページほどの短いものもあれば、200ページを超える長大なものもある。たとえば、米国とバングラデシュとは、1998年の合同軍事演習¹⁸に先立ち、米軍の地位について定めた覚書を交換した¹⁷。この協定は、その1回の活動/演習専用で、5つの条項から構成され、1ページに記載されている。米国とボツワナは、「軍事演習・訓練、人道的支援、あるいは、2か国の政府が合意するその他の活動に関係してボツワナに一時的に滞在する可能性のある」米軍兵士の地位について定める覚書を交換した¹⁹。このボツワナとの協定は、その適用範囲がバングラデシュとの間で締結した協定に類似していて、1ページに収められている。これとは対照的に、米国とドイツとは、200ページを超える文書の中で、NATO SOFAの補足協定²⁰や追加の協定を締結し、特定の課題に関連した覚書²¹も取り交わした²¹。

¹⁷ 米国政府と外国の政府との通信のために外交文書が使用される。国務長官は、ワシントンDC在留の外交代表、外国のオフィス、又は海外の省庁と連絡を取り合っている。

参照先: <http://foia.state.gov/masterdocs/05fah01/CH0610.pdf>.

¹⁸ T. I. A. S. 1998年8月10日ダッカで覚書を交わした。1998年8月24日発効。(米国大使館の事務要員及び技術要員に匹敵する地位を米軍に提供)。

¹⁹ T. I. A. S. 2001年1月22日と2月13日にハポローネで覚書を交わした。2001年2月13日発効。(米国大使館の事務要員及び技術要員に匹敵する地位を米軍に提供)。

²⁰ 14 U.S.T. 531; T. I. A. S. 5351. 1959年8月3日にボンで署名。1963年7月1日発効。

²¹ 14 U.S.T. 689; T. I. A. S. 5352; 490 U.N.T.S. 30. 1959年8月3日にボンで署名。1963年7月5日発効。

刑事/民事の裁判権

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

地位協定(SOFA)において最も一般的に取り扱われるテーマは、外国にいる米国人要員が訴追されないように法的に保護することである。この協定は、いずれの当事国が刑事及び/又は民事の裁判権を行使することができるかを確定する。言い換えれば、この協定は、外国で任務に従事する米国人要員に対してどのような方法で国内の刑事及び民事の法律を適用させるかを規定する。米国は、裁判権の専属管轄を維持する協定を締結してきたが、より一般的な協定によって、米国と当該締結国との間で裁判権を共有することになった。米国の専属管轄となるのは、外国に駐在中の個人がその外国の法律に違反した場合に、刑法その他の罰則に関わる裁判権のすべてを行使する権利を米国が保持している場合である。裁判権が共有されるのは、この協定の当事国それぞれが、特定の犯罪について専属管轄権を保有しながら、同時に、刑法その他の罰則に関わる裁判権を行使する米国のために、当該主権国家が裁判権を放棄するよう要求することを米国に認めた場合である。米国人要員に対して裁判権を行使する権利は、軍事施設にいる場合にのみ限定される訳ではない。軍事施設外にいる人物に対しても行使されることがある。そのような裁判権を行使する権利によって、米国人の要員は、受け入れ国にいる間はその国の法律の適用から完全に免れることになる。

裁判権行使の例

米国は、モンゴルの政府と軍事交流及び訪問に関する協定を締結した²²。その協定の一部として、第X条で、モンゴルに駐在する米国人要員に関わる刑事裁判権について規定している。この協定の条文では、「米国軍の指揮官には、米国の軍法によってそのような権利が付与されている米国人要員への、刑法その他の罰則に関わる裁判権のすべてをモンゴル国内で行使する権利を有するものとする」と定められている。「米軍の構成員が犯したモンゴルの法律に反する犯罪はいかなるものであれ、適切な米国の指揮官による吟味及び処分に委ねられるものとする。」²³ この協定によって、モンゴルの政府は、公務に関係のない犯罪行為があったと申し立てられた場合にその裁判権を放棄することを米国に求めることができる²⁴。米国が裁判権を放棄するための要求事項についての規定はなく、いかなる要請についても「好意的な配慮」を払うよう求められるのみである²⁵。

²²T. I. A. S., 1996年6月26日付けで合意した、アメリカ合衆国政府とモンゴル政府との間の軍事交流及び訪問に関する協定。

²³ 同上 ²⁴ 同上 ²⁵ 同上

裁判権共有の例

加盟国のすべてに適用される北太平洋条約機構の地位協定(NATO SOFA)は、共同裁判権が規定されている1つの例である。第VII条は裁判権の枠組みを規定している²⁶。NATO SOFAは、第一次裁判権を有していない国が、かかる裁判権を有する国にその権利を放棄するよう求めることを認めている。そのような国が第一次裁判権を有する国にその権利の放棄を求めるための要求事項はなく、そのような要請について「好意的な配慮」を払うよう求めているのみである²⁷。共同裁判権の枠組みの下では、特定の状況において、一般的には、どちらか1つの国の法律によって犯罪が処罰される状況の場合は、それぞれの国に裁判の専属管轄権が付与される²⁸。そのような場合は、自国の法律が犯された国が当該犯罪者に対する裁判の専属管轄権を有する。犯罪者が両国の法律に違反した場合は、同時に並行する裁判権が存在するから、その犯罪者に対する裁判権の行使が認められるのがどちらの国かを決定するためには追加資格について認定する²⁹。

1. 本条の規定を条件として、
 - (a) 派遣国の軍事指導部は、派遣国の軍法の対象となる全員に対し、受入れ国内において、派遣国の法律によってそれらに認められた、刑法その他の罰則に関わる裁判権のすべてを行使する権利を有する。
 - (b) 受入れ国の指導部は、受入れ国の領内で犯された犯罪に関して、軍人又は軍属の構成員、並びに、それらの扶養者に対する裁判権を有し、さらに、受入れ国の法律によって処罰することができる。
 2. -(a) 派遣国の軍事指導部は、安全保障に関連する犯罪も含めた各種犯罪に関連し、派遣国の軍法の対象となる者に対して裁判の専属管轄権を行使する権利を有し、受入れ国の法律ではなく、派遣国の法律によって処罰する。
 - (b) 受入れ国の指導部は、受入れ国の安全保障に関連する犯罪も含めた各種犯罪に関連し、軍人又は軍属の構成員、並びに、それらの扶養者に対して裁判の専属管轄権を行使する権利を有し、派遣国の法律ではなく、受入れ国の法律によって処罰する。
 - (c) 本条の本号及び第3号に言う国家の安全保障を脅かす犯罪には下記も含まれるものとする。
 - (i) 当該国への反逆
 - (ii) 妨害破壊行為、諜報活動、あるいは、当該国の公式機密又は当該国の国家防衛に関連する機密に関わる法律への違反行為
 3. 裁判権を行使する権利が両当事国に同時に存在する場合は、下記の規則が適用されるものとする。
 - (a) 下記に関連する場合、派遣国の軍事指導部が、軍人又は軍属の構成員に対する第一次裁判権を有するものとする。
 - (b)
 - (i) 当該国の財産又は安全保障のみに対する犯罪であるか、あるいは、軍人又は軍属の構成員もしくはそれらの扶養者のみに対する犯罪である場合。
 - (ii) 公務の遂行中に成した何らかの行為又は不行為に起因して発生した犯罪。
 - (c) 何らかの他の犯罪の場合、受入れ国の指導部が第一次裁判権を有するものとする。
 - (d) 第一次裁判権を有する国がそのような裁判権を行使しないことを決定した場合は、可及的速やかに、別な国の指導部にその旨が通知されなければならない。第一次裁判権を揺する国の指導部は、相手国が、裁判権の放棄が特に重要であると考えている事例において、裁判権を放棄するようにという相手国からの要請に対して「好意的な配慮」を払う必要がある。本状に先に述べた規定によって、それらが派遣国の軍隊の構成員である場合を除き、受入れ国の国民であるか又は一般住民に対して、派遣国の軍事指導部が何らかの権利を有することを意味してはいない。
- ²⁷ 同上 ²⁸ 同上 ²⁹ 同上

地位の決定

NATO SOFAにおいて裁判権を規定する条文が長大である一方で、米国は、裁判権について決定するためのきわめて基本的なルールを設けているように見える多数のSOFAも締結している。いくつかの協定には、米国人の要員には、当該国の米国大使館の事務要員及び技術要員に与えられている地位と同等のものが与えられることになる、という一文が盛り込まれている。1961年4月18日の外交関係に関するベトナム条約では、それぞれに応じた多様なレベルの法的保護を伴う要員の等級区分を規定している³⁰。事務要員及び技術要員は、その他の法的保護の中でも特に、「受入れ国による刑事事件に関わる裁判権の行使から免れる」ための保護を受ける³¹。したがって、米国人要員を事務要員及び技術要員として処遇するSOFAでは、受け入れ国にいる間は刑事事件に関わる裁判権の適用が免れる。

戦闘の承認

地位協定(SOFA)は一般に、米軍による特定の軍事作戦もしくは任務を承認することはない。一般的にこの協定が戦闘を承認することはないが、その一方で、固有の自衛権に影響を与えたり、この権利を縮小させたりすることはない。米国人の要員は常に、脅威に

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

さらされたり、攻撃を受けたりした場合に自分を防護する権利を有し、地位協定(SOFA)はそのような権利の行使を妨げない³²。地位協定(SOFA)の適用範囲について定義づける条文がこの協定の中でしばしば見つけられる。たとえば、ベリーズとの地位協定(SOFA)は、「軍事訓練・演習、麻薬撲滅関連活動、米国の安全保障支援プログラム、その他合意に達した目的に関係してベリーズに一時的に滞在する可能性のある」米国人の要員に明らかに適用される³⁵。米国は以前、軍事訓練及び防衛品の供与に関する2つの別々の協定をベリーズと結んでいた³⁴。地位協定(SOFA)そのものは、特定の軍事作戦、演習、又は活動を認めてはいないが、ベリーズ滞在中の米国人要員の法的地位及び保護について取り扱った規定を設けている。この協定の規定の下で米国人の要員には、あたかもそれらが米国大使館の事務要員及び技術要員であるかのような法的保護が提供される³⁵。

³⁰ 23 U.S.T. 3227; T. I. A. S. 7502. 1961年4月18日署名。1972年12月13日実施。背景については次を参照のこと：CRSレポートRL33147、外駐在外交官、領事、及び米国の法律下にある国際機関の職員に認められている特権、マイケル・ジョン・ガルシア著

³¹ ウィーン条約、上記脚注30、第37条(2)、第31条(1)を引用

³² 次を参照のこと：CJCSI 3121.01B、米軍統合参謀本部標準交戦規則(U)、2005年6月13日（SROEは秘密区分指定文書であるが、一部は未指定である。）

³³ T. I. A. S.、2001年9月4日と4月24日にベリーズシティで覚書を交わした。2002年4月24日発効。

³⁴ ³⁴ U.S.T. 23; T. I. A. S. 10334、. 1981年12月8日と1982年1月15日にベリーズとベルモパンで覚書を交換。1982年1月15日発効。

T. I. A. S. 11743; 2202 U.N.T.S. 141. 1990年8月6日と23日にベリーズとベルモパンで覚書を交換。1990年8月23日発効。

³⁵ T. I. A. S. 2001年9月4日と4月24日にベリーズシティで覚書を交わした。2002年4月24日発効。

制服、税金、及び関税などその他に関する規定

一般的には、裁判権に対する主張について了承することが地位協定(SOFA)の普遍的な要素ではあるが、同時に、より詳細な管理運営条の事項についてもこの協定で規定されている場合がある。地位協定(SOFA)では、たとえば、軍事施設を離れている間の軍隊の制服の着用規定、税金及び手数料の規定、米国人要員による武器の携帯に関する規則、無線周波数の使用規則、運転免許証に関わる要求事項、並びに、関税規則などについても規定する。地位協定(SOFA)は、海外駐留中の米国人要員の日々の業務に関する法的枠組みについて定めている。地位協定(SOFA)の大部分は、二国間協定であるから、当該国内で業務を遂行する要員の特定のニーズに呼応したものになっている場合もある。

安全保障と地位協定(SOFA)

米国は、その海外での方針を支えていく中で、安全保障に関わる誓約及び保障に関連する協定を外国と締結してきた³⁶。これらの協定は、一括防衛協定（協定のいずれかの当事者が攻撃を受けた際には、その当事者の防衛を支援することをすべての協定当事者に義務づけている）、協議に関する要求事項が盛り込まれた協定（協定の当事者は、協定相手国の安全が脅かされる際に、何らかの措置を講じることを誓約している）、法律に則った軍事介入権を認める協定（他方の当事者を内外の脅威から防護するために、そのような当事者の領土内で軍事介入する権利を一方の当事者に認めているが、かかる権利は義務ではない）、あるいは、その他の拘束力のない協定（片務的誓約又は方針の表明）なども含めた多様な形式で締結することができる。地位協定(SOFA)はしばしば、他の種類の軍事協定（例えば、駐屯、立入り、及び事前配備）共々、特定の国家との包括的な安全保障協定の一部としてこれに盛り込まれることがある。地位協定(SOFA)は、以前の

条約に規定されていた権限に基づき、議会の行動、又は安全保障協定を成す単独の行政協定として締結される場合もある。

36

安全保障協定に関する議論のために、次を参照のこと：CRSレポートRL34362、米国が締結する国際的な安全保障協定についての議会の監視及び関連する問題、マイケル・ジョン・ガルシア、R・チャック・メーソン著

二国間地位協定(SOFA):これまでの慣行

次の項からは、米国と、アフガニスタン、ドイツ、日本、韓国、及びフィリピンと締結した、包括的二国間安全保障協定の一部として地位協定(SOFA)を盛り込んだことについて、これまでの経過を振り返る。そのような協定には、独立した地位協定(SOFA) 又は一般的に地位協定(SOFA)に関連する保護規定も含めた他の協定も含まれるであろう。

アフガニスタン

2001年9月11日のテロリストによる襲撃の後、米国は、アルカイダと戦い、アフガニスタンのタリバン体制に避難場所を与えないための、「不朽の自由作戦」に着手した。ほどなく、米軍及び連合軍によってタリバン体制は瓦解し、米国はその後、アフガニスタンの新政府と数多くの安全保障協定を締結した³⁷。2002年に米国とアフガニスタンとは、覚書の交換をもって、改正された1961年の対外援助法³⁸に基づく経済援助に関する協定を結んだ。さらに、この協定は、「米国の国際軍事教育訓練プログラム(IMET)³⁹」に則って、米国政府がアフガニスタン暫定政府(AIA)に対し、軍需品、防衛サービス、及び関連する訓練を提供することも容認している。

1961年の対外援助法は、「経済発展、並びに、国の内外の安全保障、及び他の目的に向けて努力を重ねる世界中の人々を支援することによって、米国の外交方針、安全保障、一般的な福祉の向上を促す」ための法律である⁴⁰。国際発展が取り扱われているこの対外援助法第I章では、「要望に応え、本章の下で、世界中の人々の精力を専ら建設的な目的にのみ注ぐことが可能で、自由の敵による圧力や権利の侵害のない環境を生み出すのに必要な範囲で、長期に亘って継続する援助を利用可能にするための」方針が確立されている⁴¹。第II章は、国際平和と安全保障を扱っているが、「そのような要請に応じた、友好国及び国際機関への軍事援助の提供も含めた、内部及び外部の侵略者に対して一般的な防護策を講じる際の措置」を認めている⁴²。この法律によって、米国大統領は、「いずれかの友好国又は国際機関に対して、大統領が決定する諸条件の下での軍事援助を提供する」ことが認められ、大統領が認める支援は、米国の安全保障を強化し、世界平和を進展させるから、そのような別途による支援の受け入れを可能・・・⁴³にする。軍事物資・防衛サービス及び非戦闘要員の提供の承認、並びに、資金の移動の承認については、合衆国法典第22巻第2311条(22 U.S.C. Section 2311)に成文化されている。このように承認されていることで、米国大統領が軍事援助を提供することは許容されるが、その一方で、大統領に認められているのは、「米軍の構成員と国防総省の他の要員を任命もしくは派遣して非戦闘的な性質の任務を遂行させる⁴⁴」ことだけに限定されている。

³⁷2002年4月6日と13日にカブールで覚書を交わした。2002年4月24日発効。条約及びその他の国際法シリーズ

(T. I. A. S.)には印刷されていない。

³⁸P.L. 87-195, 75 Stat. 424 (1961年9月4日) (改正された通りに成文化されている。22 U.S.C. § 2151以下参照。)

³⁹ 22 U.S.C. § 2347以下参照。

⁴⁰ 75より ⁴¹ 同上、425 ⁴² 同上、434 同上、435

⁴⁴22 U.S.C. § 2311(a) (2) (イタリック体追加)

米国・テロリズムへの対応、人道的援助・民生支援、軍事訓練・演習、及び他の活動における協力体制の推進に関係し、アフガニスタンに滞在する米国国防総省の軍人及び文民要員の地位に関する協定が存在する⁴⁵。そのような米国人の要員には、1961年の外交関係に関するベトナム条約の下で、米国大使館の「事務要員及び技術要員に与えられている地位と同等のもの」が与えられることになる⁴⁶。したがって米国人要員は、アフガニスタン当局による刑事事件の訴追を免れ、さらに、それらの業務外で成した行為を除き、民事及び行政事件に関わる訴追も受けない⁴⁷。この協定の中でアフガニスタン-イスラム暫定政府 (ITGA) ⁴⁸は米国政府に対して、刑事事件を引き起こした米国人要員の裁判権を行使することを明確に認め、更に、米国政府の同意を受けることなく、アフガニスタン政府が米国人要員を、別な国に、或いは、国際裁判所その他の機関に引き渡したりしてはならないことも規定されている。イスラム暫定政府 (ITGA) が署名した協定ではあったが、その後選挙を経て樹立されたアフガニスタン-イスラム共和国は、ITGAが負っていた法的義務を果たす責任を引き受けたため、この協定はそのまま有効である。この協定は、委託業者の要員に対しては訴追免除を認めてはいない。

アフガニスタンとの協定では、アフガニスタン国内で米国が軍事作戦を展開することがはっきりと認められている訳ではないが、そのような作戦が「進行中」であることは認識されている。米国議会は、「2001年9月11日に引き起こされた(中略)テロリストからの攻撃を計画した、認められた、関わった、又は支援した国々、組織、又は個人」を標的とした2001年の共同決議によって、そのような場所(及び他のいずれかの場所)で軍事力を行使することを許可した⁴⁹。国連安保理は、2001年9月11日のテロリストによる襲撃に対抗する際の武力の行使は適切であると認め⁵⁰、その後、アフガニスタンへの国際治安支援部隊 (ISAF) の配備を認可した⁵¹。後日、国連安保理決議をもって、ISAF に付託した任務の継続が認められ⁵²、そのような任務の遂行に際して、不朽の自由作戦 (OEF - 米国主導の連合軍暫定当局がアフガニスタンで遂行する軍事作戦) と「緊密に協力し合って実施する」ように求めている⁵³。OEFの遂行を認める、国連が明らかに付託した任務はないが、安全保障理事会の決議では、そのような作戦の合法性をはっきりと認めていると思われる。ごく最近、次のようにアフガニスタンの政府に要求している。「国際治安支援部隊及び不朽の自由作戦に携わる合同部隊なども含め、そのような共同体が果たすであろう、それぞれに指定された責務に合致する国際的な共同体の支援を受けながら、引き続き、タリバン、アルカイダ、その他の過激派集団・犯罪活動による国家の安全・安定を危うくする脅威に対処しなければならない⁵⁴。」

⁴⁴T. I. A. S. 2002 年の9月26日と12月12日に覚書を交換。2003年5月28日発効。

⁴⁶ 同上

⁴⁷1961年4月18日の外交関係に関するベトナム条約。T. I. A. S. 7502; 23 U.S.T. 3227.

⁴⁸ その後に正当な選挙を経て、暫定政府に代わってアフガニスタン-イスラム共和国が樹立された。2001年移行のアフガニスタンの政治的な展開については、次を参照のこと: CRS レポートRS21922、アフガニスタン: 政治、選挙、政府の実績、ケネス・カツマン著

⁴⁹P.L. 107-40, 115 Stat. 224 (2001年9月18日)。

⁵⁰ U.N.S.C. Res. 1368 (2001年9月12日) (“個人に固有の権利又は[国連]憲章に従った集団自衛権を認識”し、更に、「テロリストの攻撃に対応するために必要なあらゆる手段を講じるための準備が整っている」状態であることを表明すること”)。

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

⁵¹U. N. S. C. Res. 1386 (2001年12月30日).

⁵²国際治安支援部隊 (ISAF) は、「国際治安支援部隊の地位に関する協定」と題された軍事技術協定の付属書の形態で、アフガニスタン政府と独自の地位協定を締結している。この協定によってISAF部隊と支援要員の全員については、刑法又は罰則に関わる、それぞれの出身国の専属管轄裁判権が適用され、そのような要員はアフガニスタン指導部による逮捕又は留置を免れ、貢献国の明白な同意なしで、国際的な法廷、又は他の組織体・国家に引き渡されることはない。2003年に NATOは、アフガニスタンにおけるISAFの指揮を引き受けた。

⁵³ U. N. S. C. Res. 1776 § 5 (2007年9月19日); U. N. S. C. Res. 1707 § 4 (2007)を参照。

⁵⁴ U. N. S. C. Res. 1746 § 25 (2007). アフガニスタンでの戦争に関する追加の情報を得るために、CRS レポートR40156、アフガニスタンでの戦争: 戦略、作戦、及び、議会での論点、キャスリーン・デイル著を参照のこと。

2004年に米国とアフガニスタンとは、付属書を伴った物品役務相互提供協定 (ACSA) を締結した⁵⁵。物品役務相互提供協定 (ACSA) というのは、現金による弁済、現物填補、又は等価交換によって、物流サポート、供給品、及びサービスを海外の軍部に提供する協定である⁵⁶。さらに国防長官には、國務省と協議した後、NATO加盟国、NATOの下部組織、或いは、国連又は国連がその一員となっているいずれかの地域の国際機関とACSAを締結することが認められている⁵⁷。NATO加盟国以外の国の場合、国防長官は、遅くとも指名を受ける30日前までに、上院軍事委員会及び上院外交委員会、並びに、下院軍事委員会及び下院外交委員会に通知する⁵⁹。

⁵⁵ T. I. A. S. 2004年1月22日と2月16日にドーハ及びカブールで署名した。2004年2月16日発効。

⁵⁶ 10 U. S. C. § 2341-2350.

⁵⁷ 同上、§ 2342(a) (1) ⁵⁸ 同上、2342(b) (1). ⁹ 同上、§ 2342(b) (2).

2005年5月23日にアフガニスタン大統領ハーミド・カルザイと米国のブッシュ大統領は、2か国間で締結されると見込まれるこれからの協定について概要を述べた「共同宣言」を発表した⁶⁰。この共同宣言では、米軍の部隊がアフガニスタンで果たす役割は、アフガニスタンが自前でそのような能力を開発できるようになるまで、アフガニスタンの治安部隊を組織化し、訓練し、備品を提供し、それらを支え、更に、その領土の健全性、独立性、又は安全が脅かされているか、或いは、危険にさらされていることを認識した場合に講じる適切な措置について協議すること」である、としている。この共同宣言では、アフガニスタン駐留の米軍の地位については言及していないが、この共同宣言に則って協定が締結された場合は、地位協定 (SOFA) も盛り込まれると予想される。2008年8月、米軍による空爆によって市民に負傷者が出たことが明らかになった直後に、カルザイ大統領は、外国軍隊すべてのアフガニスタンにおける駐留状況を見直しし、各国と正式な地位協定 (SOFA) を締結することを要求した⁶¹。しかし今日までのところでは、当事者達が、地位協定 (SOFA) の更新に結びつく可能性のある、公式な協議に入ったか否かについては不明であるように思われる。

2010年12月16日にオバマ政権は、そのアフガニスタン-パキスタン政策に関する年次評価の一環として、米軍はNATO連合軍の一部として、アフガニスタンとの長期に亘る協力関係に関与したままである、と報告した⁶²。そのような状態であったから、オバマ政権は2011年に、安全保障上の責任のアフガニスタン政府への移行に着手し、2014年に完遂した⁶³。米国が予告した移行期間中に、イラクで活用したような、戦略的安全保障協定の締結を意図していたか否かは今も不明である。

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

2011年2月10日に、下院議員リン・ウールシーは、「米国-アフガニスタン地位協定(SOFA)法(2011)⁶⁴」を提案した(H. R. 651)。この法案は大統領に対して、法律の制定後90日間でアフガニスタンとの「二国間地位協定(SOFA)について交渉し、締結をめざす」ように求めた⁶⁵。さらにこの法案では、この法律が制定された場合、米軍のアフガニスタン駐留は暫定的なものであり、永久的な駐留は認められず、当該協定の締結後1年以内に米軍はすべてアフガニスタンから引き揚げることを締結した協定にはっきりと明記することが求められている⁶⁶。

⁶⁰ <http://www.mfa.gov.af/Documents/ImportantDoc/US-Afghanistan%20Strategic%20Partnership%20Declaration.pdf>.

⁶¹ カレン・デ・ヤング著、「わずか2ページの「覚書」がアフガニスタンの米軍を統括する」、ワシントン・ポスト、2008年8月29日、p. A07.

⁶² ホワイトハウスのプレスリリース、「ロバート・ギブス報道官、クリントン国務長官、ゲーツ国防長官、及びカートライト将軍による記者会見」、2010年12月16日

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2010/12/16/press-briefing-press-secretary-robert-gibbs-secretary-state-clinton-secr>.

⁶³ 同上 ⁶⁴ 下院決議第651号、第112回米国議会、第一回(2011年) ⁶⁵ 同上、Sec. 3(a)

⁶⁶ 同上 at Sec 3(b). 同上、Sec. 3(b)

ドイツ

ドイツがNATOに加盟する前の1951年に、米国とドイツとは、1951年の相互安全保障法54の下で必要とする保証に関連した1つの協定⁶⁷を結んだ⁶⁸。ドイツはその後の1955年にNATOに加盟し、同じ年に、相互防衛支援に関連する協定を結び⁶⁹、「合意した設備、材料、サービス、その他の合意に達した支援」をドイツに提供することを米国に義務づけた⁷⁰。

ドイツがNATOに加盟して4年後に、両当事国は、1953年のNATO SOFAを実施する協定⁵⁷を締結した⁷¹。この協定によって、米国とドイツの関係専門の、NATO SOFAを超える追加の補足協定がもたらされた。NATO SOFAの実施及び補足に関する協定は、優に200ページを超え、米軍及びドイツの要員の日常業務の詳細を網羅している。

⁶⁷ 3 U.S.T. 4564; T.I.A.S. 2607; 181 U.N.T.S. 45. 1951年12月19日と28日にボンで覚書を交わした。

⁶⁸ P.L. 82-165, 65 Stat. 373 (1951年10月10日) (NATO加盟国に対する設備、材料、及びサービスの形態での軍事支援の提供による、経済発展、並びに、国の内外の安全保障、及び他の目的に向けて努力を重ねる世界中の人々を支援することによって、米国の外交方針、安全保障、一般的な福祉の向上を促すための法律。)

⁶⁹ 6 U.S.T. 5999; T.I.A.S. 3443; 240 U.N.T.S. 47. 1955年8月30日にボンで署名。1955年12月27日発効。

⁷⁰ 同上

⁷¹ 14 U.S.T. 689; T.I.A.S. 5352; 490 U.N.T.S. 30. 1959年8月3日にボンで署名。1963年7月1日発効。

日本

米国・日本間で現行の安全保障協定及び付随する行政協定を締結する前の1952年に、両当事国は、安全保障条約⁷²を締結した⁷³。この行政協定では特に、米軍の構成員が日本において関わった犯罪に対する米国の裁判権について取り扱われ、米国は日本のために裁判権を放棄することができることと規定した。1つの条項によって、公務の遂行中に成した何らかの行為又は不行為に起因して発生した、米軍構成員による犯罪に対する裁判権は米

国が保有することが確定された。

1957年に米軍の構成員の1人が、日本のキャンプ・ウェイヤーの射撃場で小隊での演習に参加した際に、日本の民間人を死亡させたことで訴追を受けた⁷⁴。米国は、公務中に犯罪を犯したのであると申し立てたが、日本は、公務外であったと主張したため、当該構成員を審理する第一次裁判権は日本が有した。交渉の末、米国は日本の主張に従い、その構成員を日本の当局に引き渡すことに同意した。この構成員は、日本の裁判所での審理を回避しようと考えて、米国コロンビア特別区裁判所での人身保護令状を求めた⁷⁵。人身保護令状の発行は拒否されたが、この構成員には、裁判のための日本当局への引き渡しを差し止める命令が下された。米国は、自国の最高裁判所に引き渡し差し止めに請求した。

最高裁判所は、ウィルソン対ジラード裁判⁷⁶において、行政協定に盛り込まれている裁判権の規定について初めて発言した。安全保障条約を批准し、その後にNATO SOFAを承認するように最高裁判所が勧告したので、米国上院は、刑事犯を審理する裁判権を統括する行政協定と（NATO規定を具体的に示した）その手続きを承認した⁷⁷。最高裁判所は次のように主張した。「独立国は、それが明示的か暗示的かには関わりなく、裁判権を引き渡すことに同意していない限り、国内で法律に違反した者を処罰する専属の裁判権を保有する。両当事国の法律に照らして犯罪行為があったことを理由に米軍の要員を審理する権利を日本が米国に譲る場合の条件は、相手国が、裁判権の放棄が特に重要であると考えている事例において、裁判権を放棄するようという相手国からの要請に対して「好意的な配慮」を払う必要があるとする付属書の規定をもって示される⁷⁸。」争点は、条約の批准後に憲法もしくは法令がそのような裁判権に関する規定の実施を妨げないか否かであった。最高裁は、裁判権については何も認定することなく、「かかる権利侵害が存在しない場合、賢明な取決めは専ら、行政府及び立法府の決定を支持する⁷⁹」と述べた。

⁷² 3 U.S.T. 3329. 1951年9月8日にサンフランシスコで署名。1952年3月20日米国上院が批准するように勧告。1952年4月28日発効。

⁷³ 3 U.S.T. 3341 1952年2月28日東京で署名；1952年4月28日発効。

⁷⁴ この米軍兵士は、日本のキャンプ・ウェイヤーの射撃場において小隊での演習に参加した際に、日本の民間人を死亡させたことで訴追を受けた。この兵士は、自分の小銃に取り付けた手榴弾発射装置に30口径の空薬莖を装填し、空砲を撃って発射装置から空薬莖を発射した。発射された薬莖は、射撃場で空薬莖を拾い集めていた日本人の女性に命中し、死亡させた。

⁷⁵ ジラード対ウィルソン事件、152 F. Supp. 21 (D.D.C. 1957)、ヘイビアス・コーパス（人身保護令状）の発行に関する概要説明については、次を参照のこと：CRSレポートRS22432、合衆国連邦のヘイビアス・コーパス（人身保護令状）：概要説明、チャールズ・ドイル著

⁷⁶ 354 U.S. 524 (U.S. 1957).

⁷⁷ 同上、528 ⁷⁸ 同上、529 ⁷⁹ 同上、530

日本とアメリカ合衆国とは、1960年に相互協力及び安全保障条約を締結し⁸⁰、その後、1990年12月26日にこの条約は修正された⁸¹。この条約の第VI条の下で、米国には、「日本の安全と、国際的な平和の維持及び極東の安全の維持に貢献するために、米国の陸海空軍が日本の施設・区域を使用する」ことが認められている⁸²。第VI条はさらに、そのような施設の使用及び米軍の地位は、1952年に締結された、前の安全保障条約に極めて類似する単独の協定⁸³の下で統括されると規定している。

前述した日米間の条約第VI条で必要とされた地位協定(SOFA)は、1960年に締結した条約に則り、又これと同時に、単独の協定として締結された⁸⁴。この地位協定(SOFA)では、日本における米軍の地位についてばかりでなく、米軍によるそのような施設の使用についても取り扱われている。この協定は、当初締結されてから少なくとも4回は修正されてきた⁸⁵。

⁸⁰ 11 U.S.T. 1632; T.I.A.S. 4509; 373 U.N.T.S. 1861960年1月19日ワシントンで署名。1960年6月23日に発効。

⁸¹ T.I.A.S. 12335. ⁸² 同上 ⁸³ 同上

⁸⁴ 11 U.S.T. 1652; T.I.A.S. 4510; 373 U.N.T.S. 248. 1960年1月19日ワシントンで署名。1960年6月23日に発効。

⁸⁵ 1960年1月19日の協定書の（日本における米軍の維持費用及び在日米軍によって使用される施設に係る道路敷設権の提供に関連する）第XXIV条に関連する新しい特別措置についての協定は、1991年、1995年、2000年、及び2006年に署名されてきた。

韓国

1954年に米国と韓国は、相互防衛条約を締結した⁸⁶。この条約の一環として、両国は、国際紛争を平和裏に解決することを企図し、いずれかの当事者の政治的な独立性又は安全が、外部から武装攻撃によって危うくされる場合はいつでも協議することに同意し、いずれの当事者も、それぞれの憲法に定める手順に従って、共通の危険に対処するための行動を取ることに同意する⁸⁷。この条約の第IV条によって米国に、韓国の「領土内及びその周辺において、陸海空軍を配備する権利」が認められている⁸⁸。当該条約に従って、具体的にはその第IV条に従って、両国は1966年に、合意した議事録及び交換覚書を伴う地位協定(SOFA)を締結した⁸⁹。その後2001年1月18日に、この協定は修正された。

両国が地位協定(SOFA)を締結して2年経った1968年に、スモールウッド対クリフォード事件⁹⁰の中で、米軍の1人の構成員が、この協定に定める裁判権についての規定の下では、米国当局には、自分の身柄を韓国に移して、殺人及び放火の罪で韓国の法廷で審理を受けさせるための法的権限がないと主張した⁹¹。この米軍兵士の主張によると、この地位協定(SOFA)は「憲法に則って容認できるやり方」で承認されていない、ことになる⁹²。米国の国内法は、海外に駐留する米軍兵士に対する外国政府の裁判権についての国際的な協定が、「明示的か暗示的かには関わりなく、米国上院によって」承認されることを義務づけている、と主張した⁹³。裁判所は、この地位協定(SOFA)が、自国の法律を施行する際に韓国が担う役割を軽減する結果をもたらし、また、米国は、その領土内で犯された犯罪に対する裁判権を放棄していないと裁定した。したがって、米国上院による批准は「明らかに不必要である。」なぜなら、米国上院による承認は、「米国が正当に申し立てできない、韓国による裁判権の容認には何の影響も与えない」からである⁹⁴。

⁸⁶ 5 U.S.T. 2368; T.I.A.S. 3097; 238 U.N.T.S. 199. 1953年10月にワシントンで署名。1954年11月17日発効。

⁸⁷ 同上 ⁸⁸ 同上

⁸⁹ 17 U.S.T. 1677; T.I.A.S. 6127; 674 U.N.T.S. 163. 1966年7月9日ソウルで署名。1967年2月9日発効。

⁹⁰ 286 F. Supp. 97 (D.D.C. 1968).

⁹¹ その兵士は、韓国において公務外の時間に発生した、韓国女性への殺人に関与していた。地位協定(SOFA)の規定に従って、韓国の司法大臣は在韓米軍の司令官に、韓国政府は、殺人及び放火の罪でこの米軍兵士に対する第一次裁判権を行使する旨を通知した。

⁹² クリフォード裁判, 286 F. Supp at 99 ⁹³ 同上 ⁹⁴ 同上, 100

さらにこの米軍兵士は、米国憲法及び統一軍事裁判法(UCMJ)⁹⁵は、海外駐留中の米軍兵士を審理する、唯一の方法を規定し、それらは行政協定によって変更することができない、とも主張した⁹⁶。裁判所は、外国の裁判権が管轄する法律に違反しない場合に限り、そのような前提は正しいと認めた。外国の裁判権が適用される刑法に違反した場合、第一次裁判権は当該国にあり、UCMJの規定は、それが明示的か暗示的かには関わりなく、当該外国が自身の裁判権を放棄した場合にのみ適用される⁹⁷。裁判所はその決定を裏付ける際に、ウィルソン事件⁹⁸で説明した、第一次裁判権はその領土内で兵士が犯罪を犯した

国に帰属するという原則を引用した。

⁹⁵ 10 U.S.C. § 801 *et seq.* ⁹⁶ クリフォード裁判、286 F. Supp. at 101.

⁹⁷ 同上 ⁹⁸ ウィルソン裁判、354 U.S. at 529.

フィリピン

1947年に、米国とフィリピン共和国とは軍事支援に関する協定を締結した⁹⁹。この協定は、1946年6月4日から5年間有効で、軍隊の教育訓練及び育成のために、米国がフィリピンに軍事支援を提供することを定めた。さらにこの協定は、米国議会によって認められた通りに、フィリピンに助言を行い、支援するために顧問グループも創設した¹⁰⁰。1953年に協定の有効期間はさらに5年間延期され、修正もなされた¹⁰¹。

米国とフィリピンは、1951年に相互防衛条約を締結した¹⁰²。この条約は、「両当事国は連帯感を尊重しながら、外部からの武装攻撃に対抗して自衛する決意を共有して、潜在的な侵略者が太平洋区域でいずれかの当事国が孤立するという幻想を抱くことができないようにする」旨を公に宣言している¹⁰³。この条約では、地位協定(SOFA)について検討したり、条項を設けたりはしてはない。

1993年に両国は地位協定(SOFA)を締結した¹⁰⁴。この協定はその後、1994年9月19日、1995年の4月28日、1995年の11月29日、12月1日と8日に延長された。1998年に両国は、フィリピンを訪問中の米軍兵士の処遇に関する協定を締結した¹⁰⁵。この協定は、2006年4月11日と12日に改正された。この協定と、1993年に締結された当初の地位協定(SOFA)との相違点は、この協定が、フィリピンに駐留しているのではなくフィリピンを訪問中の米軍兵士に適用される、というところである。両国は、米国訪問中のフィリピン人要員の扱い方に関する協定(相対協定)も締結した¹⁰⁶。

相対協定には、米国に滞在中のフィリピン人要員が犯罪を犯した際の裁判権について規定した条項も盛り込まれている。この協定は、行政協定として締結され、米国上院による批准は受けていない。この協定が米国の裁判権の影響を弱めるであろうという理由から、クリフォードのコロンビア特別区連邦地方裁判所の方針に従い、この協定を上院で批准し、憲法に則った有効なものにする必要がある。しかし、米国は、その領土内で犯した犯罪に対する裁判権を全面的に放棄していないのであるから、韓国との間で締結した地位協定(SOFA)や他の外国の司法当局と取り交わした地位協定(SOFA)に関してはこの相対協定を切り離すことが可能である。この協定ではむしろ、フィリピン政府の要望に応じて、米国の当局はフィリピン当局のために、裁判権を放棄するよう該当する当局に要請することが規定されている¹⁰⁷。しかし、米国国務省は、フィリピン人要員に対して、連邦裁判所又は州裁判所を通じて米国が裁判権を行使することを自国の利害関係者が要求するか否かを判断することのできる資格を保留している¹⁰⁸。

⁹⁹ 61 Stat. 3283; T. I. A. S. 1662. 1947年3月21日マニラで署名。1947年3月21日発効。

¹⁰⁰ 61 Stat. 3284.

¹⁰¹ 5, 1953. 4 U.S.T. 1682; T. I. A. S. 2834; 2163 U.N.T.S. 77. 1953年6月26日マニラで覚書を交わした。1953年7月5日発効。

¹⁰² 3 U.S.T. 3947; T. I. A. S. 2529; 177 U.N.T.S. 1331951年8月30日にワシントンで署名。1952年8月27日発効。

¹⁰³ 同上

¹⁰⁴ T. I. A. S. 1993年の4月2日と6月11日マニラで覚書を交わした。1993年6月21日発効。

¹⁰⁵ T. I. A. S. 1998年2月10日マニラで署名。1993年6月1日発効。

¹⁰⁶ T. I. A. S. 1998年10月9日マニラで署名。1999年6月1日発効。

¹⁰⁷ 同上 ¹⁰⁸ 同上

イラク¹⁰⁹

2003年3月から2010年8月¹¹⁰にかけて米国は、最初は、サダム・フセイン体制を政権から排除するために、次に、前の政治体制の残党、並びに、その他イラクの治安の安定やフセイン体制後に設立された政府にとっての脅威と戦うために、イラクにおいて軍事作戦に携わってきた。2007年の後半に、米国とイラクとは、「イラクと米国との長期的な友好協力関係の原則に関する宣言」に署名した¹¹¹。

前述の宣言で是認された戦略的な取り決めの意図するところは、国連及び連合軍がそれに基づいてイラクの保安に貢献する責任を負っている、国連の任務を完全に引き継ぎ、これに取って代わることにあったが、かかる任務は2008年12月31日をもって終了となった¹¹²。この宣言は、米国との長期的な関係を求めた、イラクの最高政治指導者5人の署名のある2007年8月26日付けのコミュニケに基づいている。両国はこの宣言に従って、「2008年7月31日以前のできるだけ早い時期に、政治、文化、経済、及び安全保障の領域に関連し、両国の政府間合意に達するための協議を開始する」と誓約した¹¹³。この宣言では特に、安全保障協定の締結にむけた交渉の実施を両国が意図している旨が示されていた。

イラクの政府がイラク治安部隊を訓練し、装備を調べ、武装させて、イラク全土に安全と安定を実現できるようにする際に、この政府を支援すること。たとえば、アルカイダやその傘下にある組織、その他のテロリスト集団ばかりでなく、前の国家体制の残党で構成される犯罪者集団など、他のすべての無法者に立ち向かうことによって、国際的なテロとの戦いに貢献するイラク政府を支援すること。外部からの攻撃を阻止し、イラクの領土が侵害されていないことを確実にするために、イラク政府に対して安全を保障すること¹¹⁴。

かかる協定は、イラクに対する「安全保障」の提供を米国に義務づける可能性がある¹¹⁶にも関わらず、ブッシュ政権当局者による説明では、承認を求めて立法府に上程されることはないということであったため、この発表は議会の関心を引き起こした¹¹⁵。第110回米国議会において、提案の安全保障協定について検討する複数の公聴会が催された。2007年に、議会は、「2008年度の防衛のための緊急追加歳出予算法」を可決したが、これには、刑事事件を起こした米軍兵士がイラクの裁判権に委ねられることになる協定を締結する米国当局に対して、この法律によって利用可能となる予算の執行を制限する条文が盛り込まれていた¹¹⁷。2008年10月に、議会は「2009年度のためのダンカン・ハンター国防権限法」を可決したが、この法律は、米国による安全の保証又は関与、軍事基地に関わる権利、及びイラクにおける米軍兵士の地位なども含めた特定のテーマを取り扱っている、米国とイラクとの間で取り交わされた協定について、下院外交委員会及び軍事委員会、並びに、上院外交委員会及び軍事委員会に大統領が報告を行うよう要求している¹¹⁸。かかる協定について、条約として助言及び同意を得るために上院に提出するか、又は制定法律とすることによって承認を受けることを義務づける法案が数件提案された。

¹⁰⁹ T. I. A. S. 4289; 357 U.N.T.S. 153. Exchange of notes at Baghdad May 30 and July 7, 1959. Entered into force July 21, 1959).

1950年代、つまり1991年のペルシャ湾湾岸戦争より40年ほど前の時代に、米国はイラクと一連の協定を締結したが、それらには次のようなものがあった。(1) 軍事支援協定 (T. I. A. S. 3108. 1954年4月21日の協定); (2) 軍事支援協定の下で提供された軍用資機材の処分に関連する協定 (T. I. A. S. 3289. 1955年7月25日の協定); 並びに、(3) 経済支援協

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

定 (T. I. A. S. 3835. 1957年5月18日と22日の協定)。しかし、1958年7月14日のイラク革命及びその後のイラク政府における変革に対応し、米国は、前述した協定を終了させることに同意した (10 U. S. T. 1415; T. I. A. S. 4289; 357 U. N. T. S. 153. 1959年5月30日と7月7日にバグダッドで覚書を交わした。1959年7月21日発効。)

¹¹⁰ アーマ・マダリ、「イラクの『新しい夜明け』のための米軍の撤退」、*USA Today*、2010年8月19日
入手先: http://www.usatoday.com/news/world/iraq/2010-08-20-iraq20_ST_N.htm.

¹¹¹ この協定の本文の入手先: <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2007/11/20071126-11.html> (以下“原則に関する宣言”と呼ぶ)。イラクにおける米国のこれまでの軍事作戦の経緯について、並びに、イラク政府及びイラクの安全保障に関連する問題点については、次を参照のこと: CRSレポートRL31339、*イラク：サダム後の統治と安全保障*、ケネス・カツマン著、並びに、CRSレポートRL33793、*イラク：地域的展望と米国の政策*、クリストファー・M・ブランチャード編。

¹¹ U. N. S. C. Res. 1790 (2007年12月18日)

¹¹³ 原則に関する宣言、111以下参照のこと

¹¹⁴ 同上

¹¹⁵ 今後の議論のために、次を参照のこと: CRSレポートRL34568、*米国-イラク間の協定：議会による監視活動及び立法府の対応*、マチュー・C・ウィード著

¹¹⁶ 2007年11月26日の、この宣言に関する報道関係者への概要説明 (プレス・ブリーフィング)の際のイラク及びアフガニスタン担当大統領補佐官であるダグラス・ルート中將の説明によると、ブッシュ政権は、「米国政府が正式な交渉の場に着手ことになるか、又は議会から正式な質問を受けるようになる、正式な条約として対処されるイラクとの協定を締結する見通しは持っていない」、ホワイトハウス報道官事務所、*Press Gaggle*、ダナ・ペリーノ及びダグラス・ルート中將、イラク及びアフガニスタン担当大統領補佐官、2007年11月26日

入手先: <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2007/11/20071126-6.html>.

¹¹⁷ P. L. 110-161, Div. L, § 612 (2007). ¹¹⁸ P. L. 110-417, § 1212 (2008).

数か月に亘る交渉の末、2008年11月17日に、駐イラク米国大使ライアン・クロッカーとイラクの外務大臣ホーシヤール・ズィーバーリーは、次の2つの文書に署名した。(1) 米国及びイラク共和国間の友好協力関係のための戦略的枠組みに関する協定 (戦略的枠組み協定)、並びに、(2) 米軍のイラクからの撤退及びイラクでの暫定駐留期間における米軍の活動組織に関する米国とイラク共和国間の協定 (安全保障協定)¹¹⁹。締結された協定は、いくつかの点で「原則に関する宣言」によって当初考えられていた長期的な安全保障協定とは異なっている。おそらく最も重大な事項は、締結した協定が、2011年12月31日までにイラクから米軍が徹底することを要求していることであろう。

¹¹⁹ 戦略的枠組み協定及び安全保障協定の本文の入手先: <http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/infocus/iraq/>

締結された協定は多様な問題を網羅し、当事者達は、様々な法律上の意義を持たせることを意図した。戦略的枠組み協定は、それに基づいて、外交、安全保証、経済、文化、そして法律の実施に関わる問題なども含めた、多数の分野で当事者が協力し合う、法律とは無関係な政治協定である。安全保障の分野において、この協定は、米国及びイラクが、安全保障協定の条件に則って着手されるであろう「防衛及び安全保障協定に関わる緊密な関係を育み続けるものとする」と規定している。この戦略的枠組み協定はさらに、「イラクでの米軍の一時的な駐留は、イラクの主権を有する政府による懇請に応じたものであり」、米国は決して「イラクの陸海空を他国への攻撃のための発進地点又は乗換え地点として使用するも、イラクに永久的な基地の配備又は軍隊の駐留を求めることもない。」

安全保障協定は、いずれかの当事者によってより早い期日に終了する場合を除き、3年以内終了する、法的拘束力のある協定である。安全保障協定は多種多様な軍事上の問題に対応した規定が盛り込まれている。先にも述べた通り、これは、米軍の全軍がイラクから撤退する期限を2011年12月31日と確定している。またこの協定には、米国が締結した地位協定 (SOFA) に決まって盛り込まれているものと類似する規定が多数盛り込まれている¹²⁰。具体的には、米軍兵士に対する民事及び刑事事件の裁判権を主張することのできる、両当事者の権利に関する規定や、武器の携行、制服の着用、イラクへの出入国、税金、

慣習、及び請求に関連して米軍兵士に適用される規則及び手順を確立した規定などがある。

¹²⁰ 今後の議論のために次を参照のこと：CRSレポートR40011、*米国/イラク間における駐留米軍の撤退に関する協定/地位協定：議会による監視のための論点*、R・チャック・メーソン著。

安全保障協定には、米軍による戦闘作戦について規定した条項など、従来、米国が締結した地位協定(SOFA)には盛り込まれなかったその他の規則及び要求事項が規定されている。この協定に則って米軍が遂行する作戦は、イラク政府による承認を受け、合同軍事作戦調整委員会を通じてイラク当局と調整が図られていなければならない。この協定に基づいて、作戦遂行中に米軍が、いずれかの人物を逮捕もしくは拘置することも容認される。安全保障協定は、より広い意味では、イラクを脅かす外的もしくは内的脅威が発生したり、イラクが侵略されたりした場合には両当事者間で「戦略に関する協議」を実施することを規定し、更に、両当事者が相互に同意した通りに、米国は、「外交、経済、又は軍事的措置」も含めた適切な措置を講じて、かかる脅威を阻止すると定められている。

米国とイラクとが外交文書を取り交わしたのに続き、2009年1月1日をもって安全保障協定及び戦略的枠組み協定が発効した。これらの協定については、イラク政府の複数のレベルで承認を受ける必要があったが、ブッシュ政権は、助言及び同意を得るために条約として上院に提出したり、又は議会の同意を受けるために法案の承認を求めたりすることはなかった。

議会による審議を経ることなく行政府が米国を代表してこれらの協定を適切に締結できるのか否かについては議論を呼んだ¹²¹。ほかの国の防衛に際し、米国が軍事行動を取ることを承認する安全保障協定は通常、条約として批准されてきた¹²²。米国がイラクにおいて軍事作戦に従事し、さらに、安全保障に関わる内外の脅威からイラク政府を防護することをもくろむ安全保障協定には、米国の法律の下で合法的に有効であるために、議会の承認を必要とするか否かについては議論が沸いた。その一方で、米国議会は、「イラクに対する軍事力の行使に関する2002年の承認」及びその後の適切な措置の両方に則り、米国大統領がイラクで軍事作戦に従事することを承認してきたのであるから、そのような軍事作戦の遂行を促す、短期的な協定を大統領がイラクと結ぶことについても暗黙裏に承認してきたことになる¹²³。

¹²¹ CRS レポートRL34568、*米国-イラク間の協定：議会による監視活動及び立法府の対応*、上記脚注115を参照（米国とイラクとの安全保障協定についての議会の公聴会及び提出された法案について論じている）。

¹²² 同上、「集団的防衛協定/安全保障に関わる関与」

¹²³ イラク攻撃のために米軍を使用するための2002年の承認（2002 AUMF, P.L. 107-243）は、大統領が、(1) イラクによってもたらされる継続的な脅威から国家の安全を防護し、(2) イラクに関連する国連安保理決議のすべてを履行するために、それが必要かつ適切であると考えた場合に、大統領が軍事力を行使することを認めた。イラクにおいて、サダム・フセイン体制が権力の座から排除され、国連安保理理事会が義務づけた任務が終了したのであるから、米国がイラクで軍事作戦を展開するための法的根拠としての2002年の承認（2002 AUMF）はもはや意味をなさないという主張がなされた。2002年の承認(2002 AUMF)の有効性が継続するか否かには関わりなく、議会が現在進行中の軍事作戦を支える予算を認めたことは、そのような軍事作戦を法的に承認したとみなすことができるであろう。

今後の議論のために次を参照のこと：CRSレポートRL33837、*イラクにおける米軍の軍事作戦を制限することのできる米国会議会の権限*、ジェニファー・K・エルシー、マイケル・ジョン・ガルシア、及びトーマス・J・ニコラ。

2010年8月31日の時点で、米国は最後に残った主要部隊、すなわち、米国陸軍の第4スト

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

ライカー旅団戦闘団、第2歩兵師団を撤収し、イラクが正式に国内での戦闘作戦を引き継ぐことができるようにした。軍事作戦の戦闘段階に続く「新しい夜明け作戦」のために、民生安定化作戦に従事する約5万人の米軍部隊が駐留し、自国の安全上の問題に対処する方法について、イラクの保安部隊に助言、支援、及び訓練を提供することを中心に据えて活動している¹²⁴。2011年12月18日の時点で、米国は軍隊の撤収を完了し、イラク国内の安全に関する責務をイラク政府に移管した¹²⁵。

¹²⁴ “新しい夜明け作戦”、Army Live、米国陸軍の公式ブログ、2010年9月1日、入手先: <http://armylive.dodlive.mil/index.php/2010/09/operation-new-dawn/>.

¹²⁵ “最後の米軍部隊がイラクから撤退”、BBC News、2011年12月18日、入手先: <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-16234723>.

現行の地位協定(SOFA)に関する調査

下記の表には、もしそのようなものがある場合はそれぞれの地位協定(SOFA)が承認を受けることができた根拠共々、現行の協定を示した。カテゴリー毎に協定相手国の名称をアルファベット順に並べている。ここで言うカテゴリーは、次の通り定義づける。

北太平洋条約機構 (NATO)：地位協定(SOFA)

NATOの地位協定(NATO SOFA)は、この条約加盟国すべてで適用される多国間協定である。2007年6月の時点では、米国も含めた26か国が、この協定を批准するか又はNATOへの加盟をもってこれに同意していた¹²⁶。条約の一部として締結された地位協定(SOFA)¹²⁸は、NATO SOFA¹²⁷のみである。

¹²⁶ 参照先: <http://www.state.gov/documents/organization/85630.pdf>.

¹²⁷ 4 U.S.T. 1792; T.I.A.S. 2846; 199 U.N.T.S. 67. 1951年6月19日ロンドンで署名。1953年8月23日発効。

¹²⁸ たとえば次を参照のこと: 相互協力及び安全保障条約第VI条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定、11 U.S.T. 1652、1960年6月23日に発効。(これは、条約に続く行政協定の形式の地位協定(SOFA)である。)

北太平洋条約機構 (NATO)：平和のためのパートナーシップ (PfP) - 地位協定(SOFA)

現在NATOの平和のためのパートナーシップ(PfP)プログラムに参加することによって、24のNATO非加盟国もNATO SOFAの対象国に追加されている¹²⁹。PfPプログラムは、安全保障の安定性を高め、平和への脅威を取り除き、強力な安全保障関係を築くために、個々の国とNATOとの間で締結される二者間協定からなっている¹³⁰。PfPに参加した諸国はそれぞれ、NATO SOFAの規定を遵守することに同意している¹³¹。

¹²⁹ 参照先: <http://www.nato.int/issues/pfp/index.html>.

¹³⁰ 同上

¹³¹ 参照先: <http://www.nato.int/docu/basic/txt/b950619a.htm>.

地位協定の承認の根拠としての条約

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

米国は、そのような協定が承認される根拠が米国上院によって批准された条約である場合、地位協定(SOFA)を締結してきた。米国は、両当事国間で先に締結した相互協力及び安全保障条約¹³³第VI条で承認を受けていることを根拠に、1960年に日本と地位協定(SOFA)を締結した¹³²。さらに米国は、韓国との間で先に締結された相互防衛条約¹³⁴第V条で承認を受けていることを根拠に、1967年に韓国とも地位協定(SOFA)を締結した¹³⁵。

米国は、それぞれの国と条約を締結してから、オーストラリア及びフィリピンと地位協定(SOFA)を交わした。オーストラリアの場合は、米国上院は、1952年にANZUS Pact¹³⁶を批准するよう助言した。前述のPACTの批准から9年経った1963年に、オーストラリアと米国とは、オーストラリアに滞在する米軍の地位について、協定を交わした¹³⁷。1952年にフィリピンと相互防衛条約を締結した後の1993年に米国は、フィリピンと地位協定(SOFA)を締結した¹³⁸。オーストラリア及びフィリピンと締結した協定は、それ以前に締結した条約に基づく一般的な義務について言及しているが、その一方で日本及び韓国と取り交わした協定では、それらが承認される根拠となった条約に規定された特定の権限(つまり、日本の場合は第VI条で、韓国の場合は第V条)について言及しているので、これらは区別することができる。

¹³² 11 U.S.T. 1652. ¹³³ 11 U.S.T. 1632. ¹³⁴ 17 U.S.T. 1677. ¹³⁵ 5 U.S.T. 2368.

¹³⁶ 3 U.S.T. 3420; T.I.A.S. 2493; 131 U.N.T.S. 83. 1951年9月1日にサンフランシスコで署名。1952年4月29日発効。

¹³⁷ 14 U.S.T. 506. ¹³⁸ 3 U.S.T. 3947.

米国は、1947年12月8日に米国上院が批准するよう助言した、米州相互援助条約(リオ条約)¹³⁹の当事者である。その後米国は、グアテマラ¹⁴⁰、ハイチ¹⁴¹、及びホンジュラス¹⁴²と軍事援助協定を取り交わした¹⁴²。この支援協定では、リオ条約に基づく責務について引用され、さらに、各国における米国人要員の地位についても述べられている。米国は、この軍事支援協定加盟の各国と地位協定(SOFA)を締結することで、この協定に盛り込まれた米国人要員の地位の保護を拡充させた。これらの3件の協定のすべてにおいて、新たな合意の根拠として軍事支援協定が引用されている。

¹³⁹ 62 Stat 1681; T.I.A.S. 1838. 1947年9月2日にリオデジャネイロで締結。1948年12月3日発効。

¹⁴⁰ 6 U.S.T. 2107. ¹⁴¹ 6 U.S.T. 3847. ¹⁴² 5 U.S.T. 843.

地位協定の承認の根拠としての米国議会の行動

先に論じた通り、米国議会は、準州や属国となっていたマーシャル諸島、ミクロネシア、及びパラオの地位を自由連合国(FAS)に変更する協定を承認した¹⁴³。そのような変更協定の条文では、それぞれの当事者との間で地位協定(SOFA)を取り交わすことが求められている。マーシャル諸島とミクロネシアは、2004年に米国と地位協定(SOFA)を締結した¹⁴⁴。またパラオと米国は、1986年に地位協定(SOFA)を取り交わした¹⁴⁵。

¹⁴³ マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦との自由連合盟約を承認する法律、P.L. 99-239, § 311 (1986)。米国とパラオ政府との自由連合盟約を承認する法律、P.L. 99-658, § 352 (1986年)も参照のこと。

P.L. 99-239, § 352 (1986)。 ¹⁴⁴ T.I.A.S. ¹⁴⁵ T.I.A.S.

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It 地位協定(SOFA)が盛り込まれた基地の賃貸借契約

1941年に米国は、ニューファンドランド、バミューダ、ジャマイカ、セントルシア、アンチグア、トリニダード、及び英領ギニアにおける海軍・空軍基地について、英国と協定を取り交わした¹⁴⁶。この協定では、賃貸借される物理的な立地について述べられているばかりでなく、そのような賃貸借基地に滞在する米国人要員の地位についての規定も設けられた。この賃貸借協定は、独立した地位協定(SOFA)ではないにしても特定の立地に関わる地位協定(SOFA)を成す目的に叶っていた。米国と英国とは、1950年代、60年代、そして70年代に、賃貸借された基地における米国人要員の地位を保護する規定が盛り込まれた賃貸借協定を取り交わした。

¹⁴⁶ 55 Stat. 1560;行政協定第235集(「海軍及び空軍基地の賃貸借」と題されたこの協定は、99年間に亘り、あらゆる賃貸料・手数料等の請求を受けることなく無償で、軍事基地及び施設等が米国に貸与されると規定している。典型的な賃貸借契約には、特定の期間に亘り、相応の対価/賃借料の発生を伴いながら、具体的に示された敷地/建物を賃借人による独占的な占有用にする協定も盛り込まれている。この場合、この協定が対価/賃借料の発生しない賃貸借契約を求めているから、賃貸借よりもむしろ使用協定が発生したとみなすことが可能であったと思われる。)

特定活動/演習の支援における地位協定

米国は、特定の活動もしくは演習を支援する際に、当該国と地位協定(SOFA)を締結してきた。一般的にそのような協定は、合同軍事演習や人道的援助活動を支援するために取り交わされている。かかる地位協定(SOFA)には、その適用範囲を特定の活動に限定する条文が盛り込まれているが、二国間で合意に達したほかの活動にも適用できるように、協定の適用範囲を拡大する条文が示されていることも間々あるこのような地位協定は、条約や議会の行動を根拠として成立しているのではなく、むしろ、単独の行政協定を成すものである。

たとえば、アフリカ危機対応イニシアチブ(ACRI)は、1997年にクリントン政権によって導入された二国間軍事訓練プログラムである。米国は、ACRIに取り込む特定多数のアフリカ諸国と地位協定(SOFA)を締結した。そのような地位協定(SOFA)のそれぞれには、ACRIに関して又は二国間で合意に達したほかの活動に関して当該国に一時的に滞在する米国人要員に限定してその協定が適用される旨の条文が盛り込まれているかかる地位協定(SOFA)は、ACRIの結果として取り交わされてきた場合もあるが、その一方で、二国間で合意に達したほかの活動についても適用を認める旨の文言が盛り込まれているから、そのような場合の地位協定は、たとえACRIが現在は存在しないとしても、有効に適用させることができる。

特定活動/演習の支援以外での地位協定、並びに、根拠となる条約/議会の行動に基づかない地位協定

本書で論じる最後の地位協定(SOFA)グループは、活動や演習が特定されていない、単独の行政協定として締結された協定である。これらの協定には、適用性が広範囲な規定が盛り込まれている。中には、当該国に「滞在中の」米国人要員に適用される地位協定(SOFA)もあれば、当該国に「一時的に滞在中の」米国人要員に適用される地位協定(SOFA)も別にある。時間的制約を設けているほかに、大部分の地位協定(SOFA)では、活動範囲にも枠組みを設けることを意図した文言が盛り込まれている。協定で示されてい

Status of Forces Agreement (SOFA): What Is It, and How Has It

る活動は、「公務」と称される広範囲なものもあれば、特定の区分に限定されているもの（つまり、人道的援助、軍事演習、及び/又は軍事訓練）もある。

表1 北太平洋条約機構 (NATO) : 地位協定 (SOFA)

NATO加盟国	NATO地位協定 (SOFA) への補足・追加事項に関する協定
ベルギー	
ブルガリア	2001年: 「不朽の自由作戦」の支援に従事する米軍、その要員、及び委託業者のブルガリア共和国領土内における上空通過、乗り継ぎ、及び駐留に関する協定
カナダ	1953年: ニューファンドランド州ラブラドル半島グーズベイにある賃貸借中の基地も含めた、カナダ駐留米軍にNATO地位協定 (SOFA) を適用する件に関する協定。賃貸借中の軍事基地に関する協定が適用される特定の取り決めに除く。
チェコ共和国	
デンマーク	1956年: 米国の軍事援助顧問団の要員及び国外での調達プログラムに関わる要員の地位に関連する協定
エストニア	
フランス	
ドイツ連邦共和国	1963年: 1959年8月3日付けNATO地位協定 (SOFA) の実施に関する協定

ギリシア	1956年：ギリシアにおける米軍の地位に関する協定
ハンガリー	1997年：ハンガリー共和国の領土内における米軍の地位に関する協定
アイスランド	1951年：米軍要員の地位及び資産に関する協定
イタア	
ラトアニア	
リトアニア	
ルクセンブルク	
オランダ	1954年：オランダにおける米軍の駐留に関する協定
ノルウェー	1954年：NATO地位協定（SOFA）第1項(a)の下での軍事援助顧問団の地位に関する協定
ポーランド	
ポルトガル	
ルーマニア	2002年：ルーマニアにおける米軍の地位に関する協定（ルーマニアがNATOに加盟する前に締結された協定である）
スロヴァキア共和国	
スロベニア	2003年：イラクの安全、変革、及び復興を目的とした米国の航空機、車両、及び要員によるスロベニアの領土及び領空の通過・乗り継ぎに関する協定（スロベニアがNATOに加盟する前に締結された協定である。）

NATO加盟国

NATO地位協定(SOFA)への補足・追加事項に関する協定

スペイン	1988年：防衛協力合意
トルコ	1954年：北太平洋条約機構（NATO）地位協定(SOFA) の実施に関する協定
英国	1941年：軍隊の地位に関する条項も盛り込まれた、防衛に関する多数の協定集の最初のもので、中にはNATOの協定よりも早い時期のものもある。

典拠：TREATIES IN FORCE、実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先：<http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表2 北太平洋条約機構：平和のためのパートナーシップ(PfP) — 地位協定(SOFA)

NATO PfP加盟国	NATO地位協定(SOFA)への補足・追加事項に関する協定
アルバニア	1995年： 捜索救難合同軍事演習(SAREX)に関連してアルバニアに駐留する可能性のある米国人軍関係者及び米国防総省(DOD)が雇用する民間人従業員の地位に関する協定。 2004年： アルバニア共和国内の米軍の地位に関わる「北太平洋条約機構の加盟各国及び平和のためのパートナーシップの他の参加国間における、それらの軍人・軍属の地位に関する協定」への補足事項に関する合意
アルメニア	
オーストリア	
アゼルバイジン	
ベラルーシ	
ボスニア－ヘルツェゴビナ	2005年： ボスニア－ヘルツェゴビナにおける地位の保護、並びに、その施設及び区域への立ち入り及びそれらの使用に関する協定
クロアチア	
ジョージア (グルジア)	2006年： 欧州における米軍による領空、領域、飛行場、港湾、及び訓練施設の使用に関する了解覚書
アイルランド	
カザフスタン	
キルギス共和国	2001年： テロリズムへの対応、人道的支援、及び他の合意した活動における協力体制に関連したキルギスでの駐留
マケドニア	
マルタ	
モルドバ	
モンテネグロ	2007年： モンテネグロにおける地位の保護、並びに、軍用インフラへの立ち入り及びそれらの使用に関する協定

NATO PfP加盟国 NATO地位協定(SOFA)への補足・追加事項に関する協定

ロシア連邦

セルビア

2006年: SOFA (合同NATO PfP プログラムに参加する前に締結した)

スウェーデン

スイス

タジキスタン

2001年: テロリズムへの対応、人道的支援、及び他の合意した活動における協力体制に関連したタジキスタンでの米国人軍関係者及び米国防総省(DOD)が雇用する民間人従業員の地位に関する協定。

トルクメニスタン

ウクライナ

ウズベキスタン

典拠: Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先: <http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表 3. 地位協定の承認の根拠としての条約

国名	年	条約/協定	適用に関する説明
オーストラリア	1963	オーストラリアにおける米軍の地位に関する協定 (14 U. S. T. 506)、 アンザス条約 (3 U.S.T. 3420) を引用	
グアテマラ	2005	米軍要員の地位に関する協定 (T. I. A. S.) 軍事支援協定 (6 U.S.T. 2107) を引用、 リオ条約 (62 Stat 1681) を引用	グアテマラでの一時的な滞在
ハイチ	1995	米軍要員及びDODが雇用する民間人従業員 (NP) の地位に関する協定、 軍事支援協定 (6 U. S. T. 3847) を引用	公務に係るハイチでの一時的な滞在
ホンジュラス	1982	米軍の特権及び特典に関する協定 (35 U. S. T. 3884)、 軍事支援協定 (5 U. S. T. 843) を引用、 軍事支援協定 (5 U. S. T. 843) を引用、 リオ条約 (62 Stat 1681) を引用	軍事訓練への参加又はホンジュラス政府の承認を受けた他の一時的な目的のためのホンジュラスでの一時的な滞在
日本	1960	相互協力及び安全保障条約第6条に基づく合意 (11 U. S. T. 1652)、 相互協力及び安全保障条約 (11 U. S. T. 1632) を引用	
韓国	1967	韓国における施設及び領域の使用、並びに、米軍の地位に関する相互防衛条約第5条に基づく協定 (17 U. S. T. 1677)、 相互防衛条約 (5 U. S. T. 2368) を引用	
フィリピン	1993	米軍及びDOD要員の地位に関する協定 (T. I. A. S.) 相互防衛条約 (3 U. S. T. 3947) を引用	

典拠: Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日。

入手先: <http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表4. 地位協定の承認の根拠としての米国議会の行動

国名	年	典拠
マーシャル諸島	2004	自由連合盟約 P.L. 99-239)
ミクロネシア	2004	自由連合盟約 P.L. 99-239)
パラウ	1986	自由連合盟約 P.L. 99-658)

典拠: Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先:<http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表5 地位協定(SOFA)が盛り込まれた基地の賃貸借契約

国名	年	典拠	適用に関する説明
アンティグア・バーブーダ	1941/1977	英国—賃貸借契約 (55 Stat. 1560)	海軍基地及び空軍基地の米国への賃貸に関する協定 防衛区域及び施設に関する協定 (29 U.S.T. 4183)
バハマ	1941/1950	英国—賃貸借契約 (55 Stat. 1560)	施設及び要員に関連する多数の協定
英領アセンション島	1956	米国・英国間の協定を引用 (1 U.S.T. 545)	バハマ長距離性能試験場の拡張
英領バミューダ諸島	1941/1950	英国—賃貸借契約 (55 Stat. 1560)	海軍基地及び空軍基地の米国への賃貸に関する協定
英領ディエゴガルシア島	1966		インド洋の島々の防衛(18 U.S.T. 28)
英領タークス・カイコス諸島	1979		防衛地域協定 (32 U.S.T. 429)

典拠: Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先: <http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表6 特定活動/演習の支援における地位協定

国名	年	適用に関する説明
ベナン	1998	アフリカ危機対応イニシアチブ（ACRI）その他2か国の政府が合意した通りの活動に関連するベナンでの一時的な滞在
コートジボワール	1998	アフリカ危機対応イニシアチブ（ACRI）その他2か国の政府が合意した通りの活動に関連するコートジボワールでの一時的な滞在
エチオピア	1994	1994年6月1日から7月7日までの日程で実施された「ネクターベンド94」、今後の演習、及び公務に関わるその他と関連したエチオピアでの滞在
ガボン	1999	「ガボン2000」及び他の活動に関連した一時的な滞在
ガーナ	1998/2000	1998年：アフリカ危機対応イニシアチブ（ACRI）その他2か国の政府が合意した通りの活動に関連するガーナでの一時的な滞在 2000年：南アフリカにおける人道的支援業務に関連してガーナに一時的に滞在する個人について取り決めた、ACRIとは別な追加の協定
マダガスカル	2000	現在の人道的支援業務その他2か国の政府が合意した通りの活動に関連するマダガスカルでの一時的な滞在
マラウイ	1997	アフリカ危機対応イニシアチブ（ACRI）における移動訓練チームの訪問その他2か国の政府が合意した通りのACRI関連の活動に関係するマラウイ共和国での一時的な滞在
マリ	1997	アフリカ危機対応イニシアチブ（ACRI）における移動訓練チームの訪問その他2か国の政府が合意した通りのACRI関連の活動に関係するマリでの一時的な滞在
ネパール	2000	「多数小隊訓練行事」に関係するネパール王国での一時的な滞在
ナイジェリア	2000	近々に開催される訓練その他2か国の政府が合意した通りの活動に関係するナイジェリアでの一時的な滞在
ペルー	1995	ユリマグアスにある地上配備型レーダーの設置サイト及び2か国間で合意した他の現場において90日間未満の期間に亘り勤務する可能性のある特定の米国人要員
ルワンダ	2005	ダルフルでの軍事作戦の支援におけるルワンダ軍の空輸その他将来において相互に合意する活動に関係するルワンダでの滞在

典拠：Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先：<http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

表7 特定活動/演習の支援以外での地位協定、並びに、根拠となる条約/議会の行動に基づかない地位協定

国名	年	適用に関する説明
アフガニスタン	2002	テロリズムへの対応、人道的支援・民生支援、軍事訓練・演習、及び他の活動における協力体制に関連し、アフガニスタンに滞在する可能性がある。
バーレーン	1971/1975/ 1977/1991	1971年：米國中東派遣部隊のバーレーン配備に関する協定（22 U. S. T. 2184）—米國中東派遣部隊のバーレーン配備に関する1975年の合意（26 U. S. T. 3027）、並びに、管理支援部隊要員の地位に関する1977年の協定（28 U. S. T. 5312）をもって後日修正された。 1991年：米軍の配備に関する協定（T. I. A. S. 12236）
バングラデシュ	1998	バングラデシュを訪問する米軍の地位に関する協定
ベリーズ	2001	軍事訓練・演習、麻薬撲滅関連活動、米国の安全保障支援プログラム、その他合意に達した目的に関係するベリーズでの一時的な滞在
ボツワナ	2001	軍事演習・訓練、人道的支援、あるいは、2か国の政府が合意するその他の活動に関係するボツワナでの一時的な滞在
ブルネイ	1994	防衛協力（軍事訓練、軍事演習、人事交流、情報交換）に関する了解覚書（MOU）
カンボジア	1996	軍事支援その他の公務に関係するカンボジアでの一時的な滞在
チャド	1987/1998/ 2005	1987年：本文が機密区分の指定を受けた。 1998年：人道的支援活動に関わる公務に関係するチャドでの個人の一時滞在についての協定 2005年：チャドにおける米国人の要員の地位に関する協定
コンゴ民主共和国	1994	人道的支援活動に関連してザイールに駐在する可能性がある。
コスタリカ	1983	北コスタリカの干ばつに見舞われた地方に支援を提供する米国人要員に関わる特権及び特典に関する協定
ジブチ	2001	関連する覚書を伴った地位協定（SOFA）
ドミニカ共和国	1988	公務に関係して6か月に満たない期間に亘りドミニカ共和国に滞在する米国の外交使節団以外の米国人要員
エジプト	1981	支援及び訓練プログラム、防衛産業協力、又はその他随時合意する事項に関係するエジプト・アラブ共和国での滞在中
エルサルバドル	2007	船舶の停泊、軍事訓練・演習、人道的支援活動、その他相互に合意する通りの活動に関係して一時的にエルサルバドルに滞在する要員及び下請け業者

国名	年	適用に関する説明
グレナダ	1984/1993	1993年：通常の順序に従って両国政府が承認した演習又は活動に関係するグレナダでの一時的な指定任務に関する追加の協定
ギニア	2002	訓練・演習、人道的支援業務その他2か国の政府が合意した通りの活動に関係したギニア共和国での一時的な滞在
ガイアナ	2000	軍事訓練・演習、麻薬撲滅関連活動、米国の安全保障支援プログラム、その他合意に達した目的に関係するベリーズでの一時的な滞在
イスラエル	1994	船舶の停泊及び航空機の駐機、軍事演習、その他相互に合意した軍事活動のためにイスラエルに派遣されている米国人要員；米国人要員のイスラエルへの派遣に関する何らかの決定が、協定の当時国間で個別な取決めの対象となることは認識されている。
ヨルダン	1996	公務に関係するヨルダンでの滞在
ケニア	1980	本文が機密区分の指定を受けた。
クウェート	1991	本文が機密区分の指定を受けた。
リベリア	2005	リベリアでの一時的な滞在
マレーシア	1990	本文が機密区分の指定を受けた。
モルディブ	2004	軍人及び米軍国防総省(DOD)の民間要員に関する協定
モンゴル	1998	付属文書を伴う、軍事交流及び訪問に関する協定
モザンビーク	2000	人道的支援業務に関係するモザンビークでの一時的な滞在
ニカラグア	1998	災害救助/支援活動及び相互に合意した後続活動に関係する滞在
オマーン	1980	本文が機密区分の指定を受けた。
パナマ	2001	パナマでの一時的な滞在
パプアニューギニア	1989	パプアニューギニアの政府によって承認される通りの、その時々課される公務（災害救助、人道的・民政的支援活動）に関係するパプアニューギニアでの一時的な滞在
パラグアイ	2005	パラグアイでの一時的な滞在
カタール	1992	本文が機密区分の指定を受けた。

セントクリ ストファ ー・ネーヴ イス	1987	公務に関する滞在
セントルシア	2000	軍事訓練・演習、麻薬撲滅関連活動、米国の安全保障支援プログラム、その他合意に達した平和目的に関 係するセントルシアでの一時的な滞在。
サウジアラビア	1972	米国軍事援助顧問団として知られている、サウジアラビアへの米国の軍事訓練使節団の地位、責務、管 理、行動を統括するための協定。

国名	年	適用に関する説明
セネガル	2001	人道的救助業務、演習、その他合意した目的に関係するセネガルでの一時的な滞在。
シンガポール	1990	シンガポールの施設の米国による使用に関した、米国とシンガポールとの間の了解覚書
ソロモン諸島	1991	ソロモン諸島の政府によって承認される通りの、その時々課される公務に関係するソロモン諸島での一時的な滞在
ソマリア	1990	本文が機密区分の指定を受けた。
南アフリカ	1999	相互に合意した演習及び活動に関係する南アフリカ共和国での滞在
スリランカ	1995	演習又は他の公務のためのスリランカでの滞在
スーダン	1981	公務に関係するスーダンでの滞在。
スリナム	2005	スリナム共和国での一時的な滞在
東チモール民主共和国	2002	人道的及び民生的支援、船舶の停泊、軍事訓練・演習、その他合意した活動に関係する東チモール民主共和国での滞在
トンガ	1992	トンガによって承認された通りの、公務に関係するトンガでの一時的な滞在
ウガンダ	1994	公務に関係するウガンダでの一時的な滞在
アラブ首長国連邦	1994	本文が機密区分の指定を受けた。
西サモア	1990	西サモア政府が承認した通りの、公務に関連する西サモアでの駐留

典拠: Treaties in Force: 実施中の条約その他米国が締結した国際的な協定のリスト、2010年1月1日

入手先: <http://www.state.gov/documents/organization/143863.pdf>.

著者の連絡先

R. Chuck Mason
R・チャック・メーソン
米国連邦議会調査局所属弁護士

rcmason@crs.loc.gov, 7-9294